

兵庫県病院薬剤師会西神戸支部会則

- 第1条 本会を兵庫県病院薬剤師会西神戸支部と称し、神戸市兵庫区、北区、長田区、須磨区、垂水区、西区に勤務する薬剤師をもって会員とする。
- 第2条 本会は、薬剤師の研修等を行い、相互の親睦を深めることを目的とする。
- 第3条 例会は、定期的に開くことを原則とする。
- 第4条 本会の経費は、会費および本部援助金、寄付金、その他をもってこれにあてる。
- 第5条 本会には支部長 1 名を置き、副支部長、評議員、評議員予備、編集委員、学術委員、情報委員、小病診委員、文化委員、会計で構成し、必要に応じて役員を併任することができるものとする。監事は、前支部長とする。なお、役員は支部長が選出し、会員の承認で決定する。
- 第6条 本会に顧問、相談役を置くことができる。
- 第7条 会費は、1ヶ年500円とする。
- 第8条 会則の変更は議決を要し、議決は会員の3分の2以上の出席する会議において、その過半数によって決議する。
- 第9条 総会は、年 1 回開く。その他必要がある時は支部長が招集する。
- 第10条 本会の会計年度は、4月 1 日より翌年3月31日までとする。
- 第11条 役員任期は2ヶ年とし、再任は妨げない。
- 第12条 本会の事務局は、支部長の所属する病院・診療所に置く。
- 第13条 本会則は、平成10年 7 月30日より実施する。

平成10年7月30日 制定

平成11年4月21日 一部改正

平成13年5月16日 一部改正

平成14年5月23日 一部改正

平成15年5月22日 一部改正

平成20年5月24日 一部改正